

平成23年第4回室蘭市議会定例会提出予定議案

◎条例

- | | |
|---|---------------|
| | 9件 資料1 |
| 1. 室蘭市長の給料月額の特例に関する条例制定の件 | (市長) 資料なし |
| 2. 議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例及び室蘭市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件 | (総務部) 資料1-1 |
| 3. 室蘭市体育施設条例中一部改正の件 | (教育委員会) 資料1-2 |
| 4. 室蘭市B&G海洋センター条例中一部改正の件 | (教育委員会) 資料1-3 |
| 5. 室蘭市立保育所条例中一部改正の件 | (保健福祉部) 資料1-4 |
| 6. 室蘭市道路占用料条例及び室蘭市都市公園条例中一部改正の件 | (都市建設部) 資料1-5 |
| 7. 室蘭市都市公園条例中一部改正の件 | (都市建設部) 資料1-6 |
| 8. 室蘭市営住宅条例中一部改正の件 | (都市建設部) 資料1-7 |
| 9. 室蘭市マリーナ条例中一部改正の件 | (港湾部) 資料1-8 |

(調整中)

- ・室蘭市事務分掌条例中一部改正の件

◎単行議案

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| | 3件 |
| 1. 財産取得の件 (だんぱラスキー場) | (教育委員会) 資料2-1 |
| 2. 市道路線認定及び変更の件 | (都市建設部) 資料2-2 |
| 3. 財産取得の件 (マリーナセンターハウス・駐車場施設) | (港湾部) 資料2-3 |

◎専決処分の報告

- | | |
|------------------------------|-------------|
| | 1件 |
| 1. 専決処分について承認を求める件 (新えの提起の件) | (港湾部) 資料3-1 |

◎補正予算

- | | |
|------------------------------|---------|
| | 3件 資料4 |
| 1. 平成23年度室蘭市一般会計補正予算 (第4号) | (企画財政部) |
| 2. 平成23年度室蘭市病院事業会計補正予算 (第2号) | (企画財政部) |
| 3. 平成23年度室蘭市港湾事業会計補正予算 (第1号) | (企画財政部) |

◎条 例

9 件

- 1 議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例及び室蘭市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件 (別添資料 1-1 あり)
〔概要〕 障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの
〔実施時期〕 公布の日から施行し、一部の規定については平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 室蘭市体育施設条例中一部改正の件 (別添資料 1-2 あり)
〔概要〕 平成 24 年度からだんばラスキー場を室蘭市が体育施設として運営することとするため、スキー場の名称及び位置を定めるとともに、リフト使用料を設定するもの
〔実施時期〕 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 3 室蘭市 B & G 海洋センター条例中一部改正の件 (別添資料 1-3 あり)
〔概要〕 B & G 海洋センターの使用実態に鑑み、センターにおけるヨットの使用料を設定するもの
〔実施時期〕 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 4 室蘭市立保育所条例中一部改正の件 (別添資料 1-4 あり)
〔概要〕 室蘭市立高砂保育所及び室蘭市立水元保育所を民間法人に移管するため、これらの保育所を廃止するもの
〔実施時期〕 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 5 室蘭市道路占用料条例及び室蘭市都市公園条例中一部改正の件 (別添資料 1-5 あり)
〔概要〕 道路法施行令の一部改正に準拠し、道路占用料等の金額の改定を行うもの
〔実施時期〕 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 6 室蘭市都市公園条例中一部改正の件 (別添資料 1-6 あり)
〔概要〕 祝津公園テニスコートの改修に伴う使用料の改定を行うとともに、中島公園野球場の附属施設である多目的室に使用料を設定するもの
〔実施時期〕 平成 24 年 4 月 1 日から施行し、一部の規定は公布の日から施行する。

7 室蘭市営住宅条例中一部改正の件

(別添資料1-7あり)

[概要] 白鳥台地区の公衆浴場が廃業する予定であることに鑑み、同地区の市営住宅における浴場確保対策として共同浴場を設置するもの

[実施時期] 規則で定める日から施行する。

8 室蘭市マリーナ条例中一部改正の件

(別添資料1-8あり)

[概要] 室蘭港エンルムマリーナのマリーナセンターハウスを株式会社エンルムマリーナ室蘭から購入し、室蘭市の施設とすることに伴い、マリーナセンターハウスの会議室の使用料を設定するもの

[実施時期] 平成24年4月1日から施行し、一部の規定は公布の日から施行する。

※ 調整中

- 室蘭市事務分掌条例中一部改正の件

○ 議会の議員その他非常勤の職員の室蘭市公務災害補償等に関する条例及び室蘭市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、各条例中同法の引用部分について条項の移動があったためこれを改正するもの。

具体的には、各条例において引用している障害者自立支援法の条項移動について、次の（１）及び（２）のとおり法改正の施行が２段階により行われたため、それに併せて、各条例についても２段階の改正を行うもの。

（１）平成 23 年 10 月 1 日施行分（第 1 条及び第 3 条関係）

障害者自立支援法の第 5 条に第 4 項として 1 つ項が追加され、それ以降の項が 1 つずつ繰り下がることにより、各条例で引用している障害者自立支援法第 5 条の「第 6 項」を「第 7 項」、「第 12 項」を「第 13 項」に改める。

※ 障害者自立支援法の第 5 条第 4 項としては「視覚障害者への同行援護」との項目が追加された。

（２）平成 24 年 4 月 1 日施行分（第 2 条及び第 4 条関係）

障害者自立支援法の第 5 条の第 8 項が削除され、それ以降の項が 1 つずつ繰り上がることにより、各条例で引用している障害者自立支援法第 5 条の「第 13 項」を「第 12 項」に改める。

※ 障害者自立支援法の第 5 条第 8 項は「児童デイサービス」の項目であったが削除された。

3. 施行期日

（１）の改正は公布の日から、（２）の改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○ 室蘭市体育施設条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

平成24年度からだんバラスキー場を室蘭市が体育施設として運営することとするため、スキー場の名称及び位置を定めるとともに、リフト使用料を設定するもの

2. 条例改正の概要

現在、室蘭リゾート開発株式会社が運営しているだんバラスキー場の土地の一部及び建物を室蘭市が買い取り、平成24年度からは室蘭市が体育施設として運営することとするため、スキー場について名称、位置、リフト使用料の設定をするものである。

- 名称 室蘭市だんバラスキー場
- 位置 室蘭市香川町224番地1・4・5
- リフト使用料（主なもの）

区分	1回券	4時間券	日中券	ナイター券	シーズン券 (日中券)
一般	160円	1,600円	2,000円	1,300円	22,000円
高校生	150円	1,500円	1,800円	1,200円	19,000円
中学生以下	130円	1,300円	1,600円	1,000円	17,000円

※日中券は9時から16時まで、ナイター券は16時から21時まで使用できる。

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

○ 室蘭市B & G海洋センター条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

B & G海洋センターの使用実態に鑑み、センターにおけるヨットの使用料を設定するもの

2. 条例改正の概要

B & G海洋センターは、海洋スポーツの普及振興を目的とした施設であり、ヨットの使用がセンター使用の大半を占めている使用実態に鑑み、ヨットの使用を有料化するものである。

○ ヨット使用料

区 分	午 前	午 後	回数券 12枚つづり
	9時～12時	13時～17時	
一般	300円	300円	3,000円
高校生	150円	150円	1,500円
小中学生	70円	70円	700円

(参考) 他自治体のヨット使用料

(1) 滝川市

市内 小中学生 1時間 120円、高校生一般 1時間 250円

市外 小中学生 1時間 180円、高校生一般 1時間 380円

(2) 伊達市

舟艇の種類により1時間 100円～500円

(カヌー100円、OPヨット200円、カッター500円等)

(3) 小平町

1人3時間以内 100円

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

○ 室蘭市立保育所条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

室蘭市立高砂保育所及び室蘭市立水元保育所を民間法人に移管するため、これらの保育所を廃止するもの

2. 条例改正の概要

市立保育所の運営に関しては、受入定員の拡大、施設の老朽化、保育士の減少が主な課題となっており、これらの課題解決の具体的対策として、平成22年4月に「室蘭市立保育所の整備・運営等に関する計画（平成22年度～28年度）」を策定したところであり、当該計画においては、高砂・水元保育所について、建設から35年以上が経過し老朽化が顕著であるが、敷地が狭く現地での建替えは困難であることから、両保育所を統合し移転改築するとともに、高砂・水元保育所の統合保育所の定員を現在より増員することとしている。

移転改築には国・道の補助制度の活用が不可欠であるが、対象となるのは民間保育所だけであることから、民設民営に移行した後に移転改築を行うこととし、平成22年度に譲渡団体として学校法人北斗文化学園を選定したことから、平成24年度からは両保育所を同法人に譲渡し、民設民営で運営することとするため、これらの保育所を廃止するものである。

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

○ 室蘭市道路占用料条例及び室蘭市都市公園条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

道路法施行令の一部改正に準拠し、道路占用料等の金額の改定を行うもの

2. 条例改正の概要

道路法施行令が改正され、道路占用料の額の改定が行われたことから、国に準拠している下記の条例について、占用料等の改定を行うものである。

(1) 室蘭市道路占用料条例

道路における電柱等の工作物の占用料等の国に準拠した金額としているものについて、国に準拠した金額に改定する。

- 第2種電柱（4条又は5条の電線を支持するもの）

1本1年 970円 ⇒ 860円

- 郵便差出箱及び信書便差出箱

1個につき1年 470円 ⇒ 420円

- 標識

1本につき1年 900円 ⇒ 800円

- 水管、下水道管、ガス管等

外径が0.07m未満のもの 長さ1mにつき1年
24円 ⇒ 21円 など

(2) 室蘭市都市公園条例

都市公園における公園施設以外の工作物等の使用料は、道路占用料に準拠していることから、道路占用料の改定に併せて改定する。

- 改定内容については、本条例に規定するものについて、道路占用料と同様の改定を行う。

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

○ 室蘭市都市公園条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

祝津公園テニスコートの改修に伴う使用料の改定を行うとともに、中島公園野球場の附属施設である多目的室に使用料を設定するもの。

2. 条例改正の概要

① 祝津公園テニスコート使用料の改定

祝津テニスコートを高砂テニスコートと同様の「砂入人工芝コート」に改修するため、使用料を高砂テニスコートと同じ金額に改定するものである。

○ 祝津公園テニスコート使用料（主なもの）

・一般	1人2時間	<u>100円</u>	⇒	<u>300円</u>
・高校生以下	1人2時間	<u>50円</u>	⇒	<u>150円</u>
・専用使用料	1面2時間	<u>400円</u>	⇒	<u>1,200円</u>

② 中島公園野球場附属施設の使用料の設定

現在、附属施設である多目的室については、使用料を無料としているが、市内の他のスポーツ施設では使用料を設定しており、利用者の公平性を図る目的から、当該施設を有料化するため、使用料を設定するものである。

○ 附属施設使用料

(1) 専用使用

ア 多目的室A

・午前（9時～12時）	<u>570円</u> （11月～4月は <u>680円</u> ）
・午後（13時～17時）	<u>760円</u> （11月～4月は <u>910円</u> ）
・夜間（18時～21時）	<u>570円</u> （11月～4月は <u>680円</u> ）

イ 多目的室B

・午前（9時～12時）	<u>180円</u> （11月～4月は <u>210円</u> ）
・午後（13時～17時）	<u>240円</u> （11月～4月は <u>280円</u> ）
・夜間（18時～21時）	<u>180円</u> （11月～4月は <u>210円</u> ）

(2) 個人使用料（主なもの）

・一般	午前、午後、夜間それぞれ1人1回	<u>100円</u>
・高校生	午前、午後、夜間それぞれ1人1回	<u>50円</u>
・小中学生	午前、午後、夜間それぞれ1人1回	<u>20円</u>

※ 崎守臨海公園テニスコートの使用料については、現在祝津テニスコートの使用料に準じた区分、額によっているが、祝津テニスコートの使用料改定により準ずることができなくなるため、現在の祝津テニスコートの区分及び金額となるよう改正することとする。

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行し、一部の規定については公布の日から施行する。

○ 室蘭市営住宅条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

白鳥台地区の公衆浴場が廃業する予定であることに鑑み、同地区の市営住宅における浴場確保対策として共同浴場を設置するもの

2. 条例改正の概要

平成24年度中に白鳥台地区の公衆浴場が廃業する予定であるが、同地区の市営住宅には浴室なし住宅が管理戸数で780戸存在（うちH23、10、31現在612戸入居）することから、同地区の浴場確保対策が必要であるため、市営住宅の共同施設として公衆浴場を設置するものである。

- 名 称 室蘭市営住宅共同浴場
- 場 所 室蘭市白鳥台2丁目8番9号
- 料 金 北海道知事が指定する公衆浴場統制料金
 - ・ 大人（12歳以上） 420円
 - ・ 中人（6歳以上12歳未満） 140円
 - ・ 小人（6歳未満） 70円

○ 建設予定地



3. 施行期日

規則で定める日から施行する。

○ 室蘭市マリーナ条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

室蘭港エンルムマリーナのマリーナセンターハウスを株式会社エンルムマリーナ室蘭から購入し、室蘭市の施設とすることに伴い、マリーナセンターハウスの会議室の使用料を設定するもの

2. 条例改正の概要

エンルムマリーナのマリーナセンターハウス(港湾交流研修施設)については、株式会社エンルムマリーナ室蘭が所有する施設であったが、室蘭市が購入し、平成24年度からは室蘭市の施設とすることから、マリーナセンターハウス内の会議室について使用料を設定するものである。

○ 会議室使用料

区分	面積	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 17時～21時
会議室A	150㎡	1,920円 (2,300)	2,560円 (3,070)	2,560円 (3,070)
会議室B	77.6㎡	990円 (1,180)	1,320円 (1,580)	1,320円 (1,580)
会議室C	72.4㎡	930円 (1,110)	1,240円 (1,480)	1,240円 (1,480)

※ カッコ内は、11月～4月までの額

3. 施行期日

平成24年4月1日から施行し、一部の規定については公布の日から施行する。

◎だんバラスキー場について

1. ロッジ・リフト・土地の取得

(1) 取得先

室蘭リゾート開発株式会社

(2) ロッジ・車庫・リフト・土地の概要

○ロッジ・車庫 平成62年竣工

◇ロッジ

・RC造2階建 1階220・80㎡ 2階237.42㎡ 計458.22㎡
ロビー、事務室、レンタル室、ラウンジ等

◇車庫

・軽量鉄骨造1階建 72.56㎡

◇リフト

乗車定員3人、搬器66台

◇土地

運転室・監視室の底地 雑種地486.00㎡

○平成23年度末残存価格見込 102,436千円

(内 訳)

建物(ロッジ・車庫) 66,320千円

(含ロッジ改修費 27,347千円)

リフト 27,174千円

建物付属設備 3,817千円

構築物・備品等 5,125千円

○土地購入費 1,458千円

(3) 取得見込額

・建物及びリフト等(102,436千円 × 1.05 = 107,557) + 土地(1,458千円)
= 109,015千円

2. 取得後のだんバラスキー場の管理

・取得後のシーズン前の4月から10月は市直営(業務委託)とし、11月からは指定管理者制度により運営を行う。

3. 室蘭市体育施設条例中一部改正

・リフト使用料を設定するため、室蘭市体育施設条例の一部改正を行う。

むろらん高原だんパラスキー場 主な取得物件

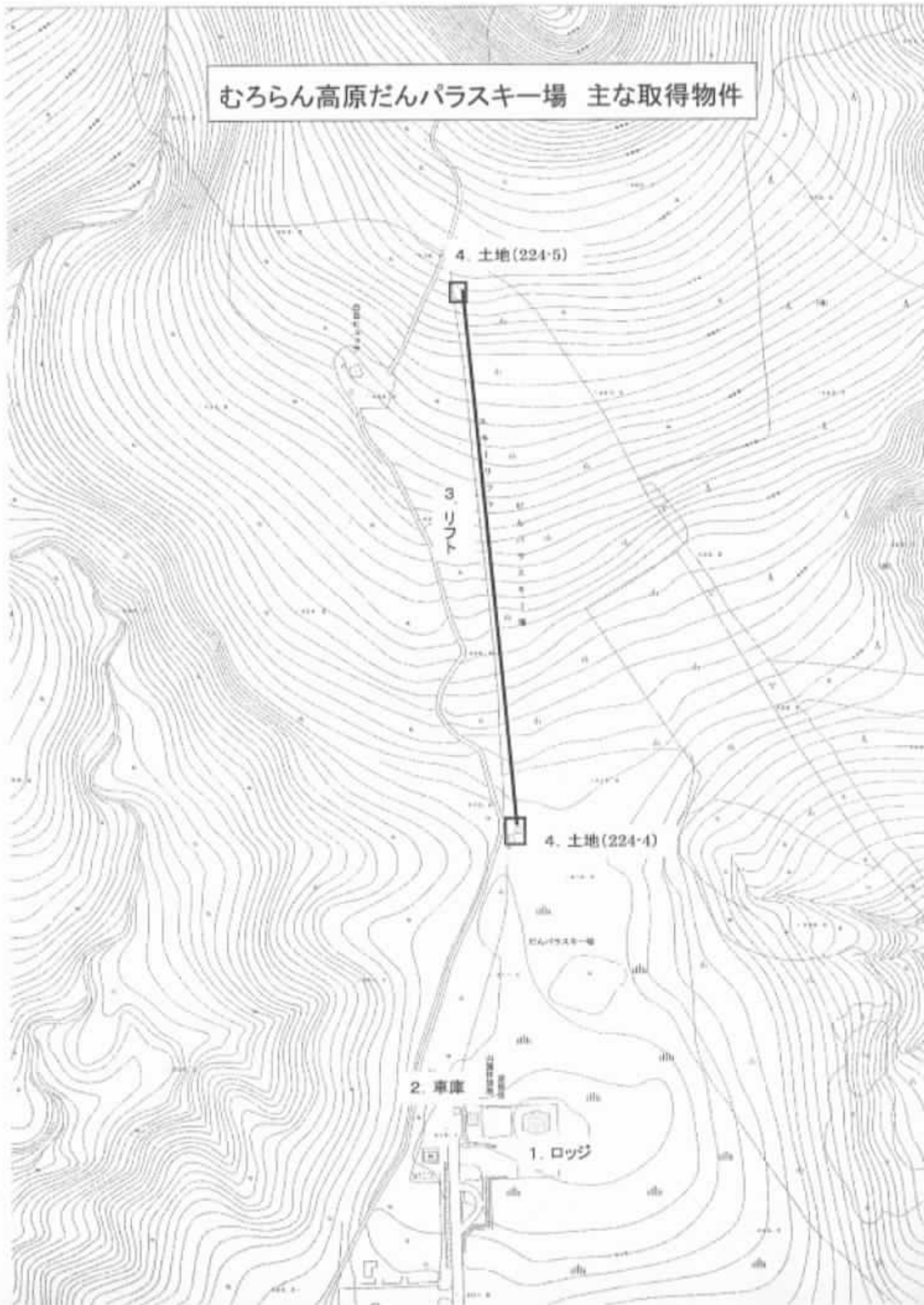
4. 土地(224-5)

アムニ3

4. 土地(224-4)

2. 車庫

1. ロッジ



資料2-2

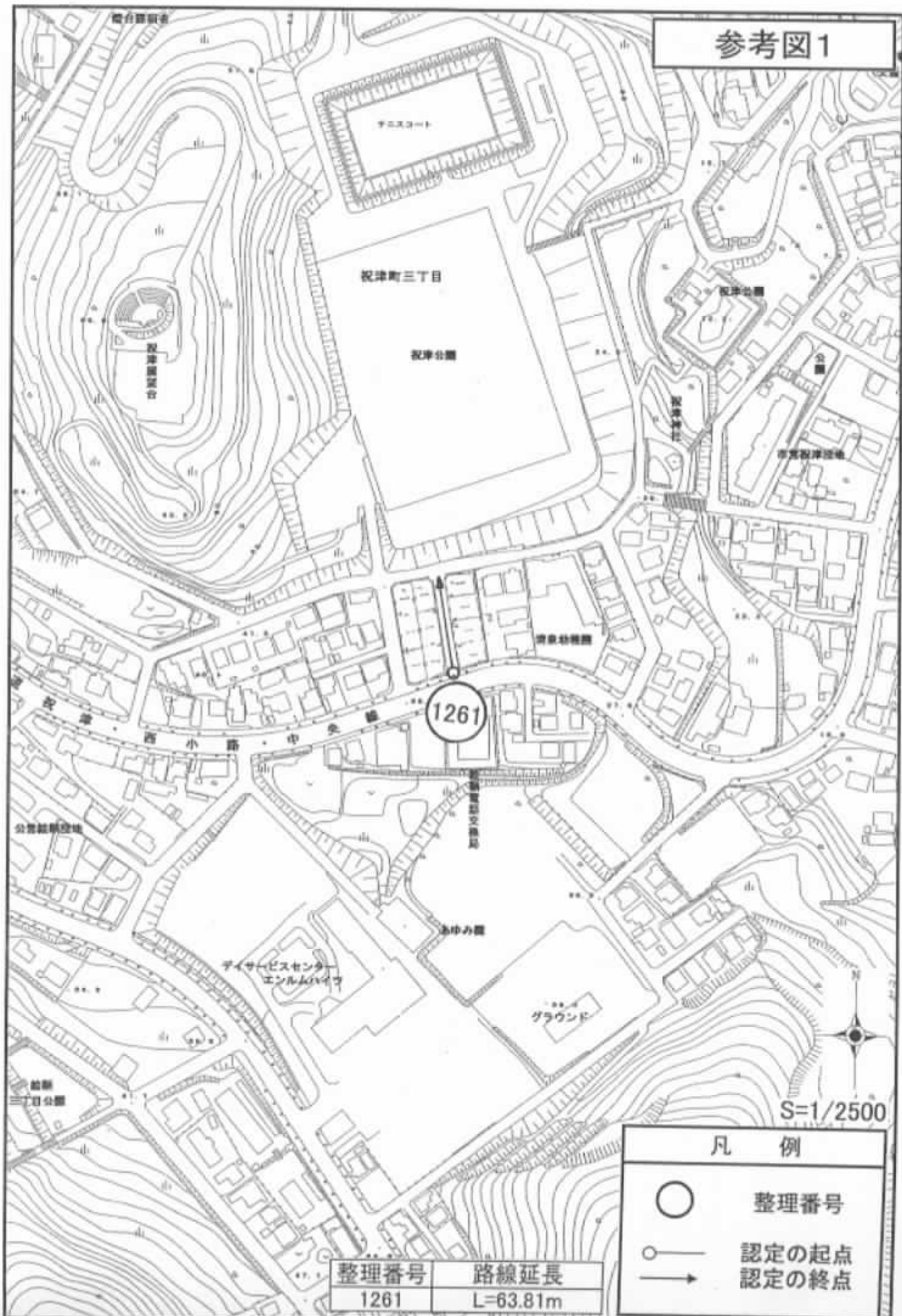
認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考
1261	祝津町3丁目10号通線	祝津町3丁目10番22地先	祝津町3丁目10番20地先	参考図1
6838	八丁平5丁目35号通線	八丁平5丁目52番37地先	八丁平5丁目52番20地先	参考図3
6839	八丁平5丁目36号通線	八丁平5丁目52番37地先	八丁平5丁目52番21地先	参考図3
7119	港北町2丁目9号通線	港北町2丁目144番62地先	港北町2丁目144番56地先	参考図4

変更路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考
3329	東町5丁目5号通線	新 東町5丁目11番1地先	新 東町5丁目12番8地先	参考図2
		旧 東町5丁目11番1地先	旧 東町5丁目13番4地先	
7116	港北町2丁目7号通線	新 港北町2丁目144番1地先	新 港北町2丁目144番1地先	参考図4
		旧 港北町2丁目144番1地先	旧 港北町2丁目144番1地先	
7118	港北町2丁目9号通線	新 港北町2丁目144番32地先	新 港北町2丁目144番60地先	参考図4
		旧 港北町2丁目144番32地先	旧 港北町2丁目144番43地先	

参考図1

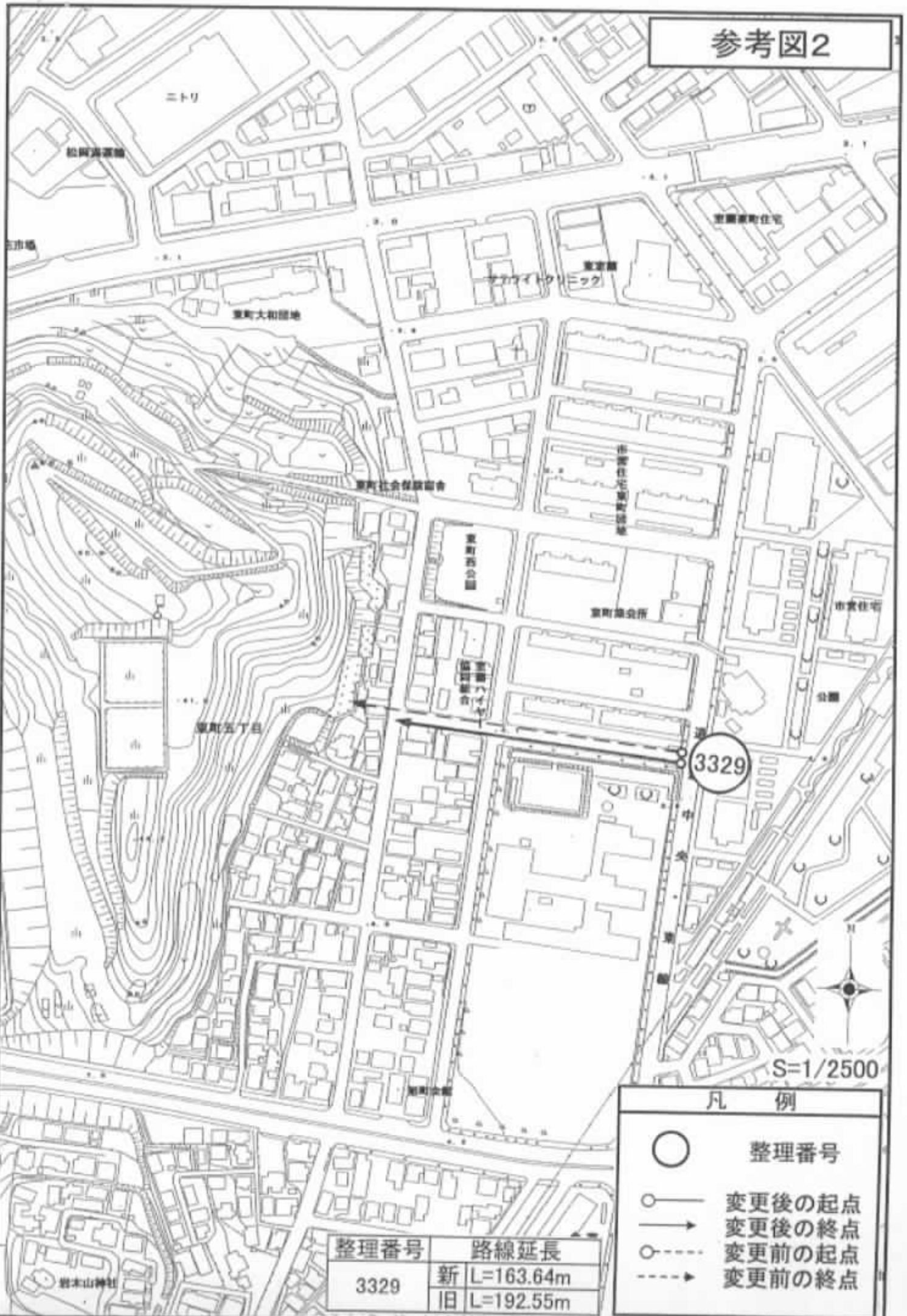


整理番号	路線延長
1261	L=63.81m

凡 例

- 整理番号
- 認定の起点
- ▶ 認定の終点

参考図2

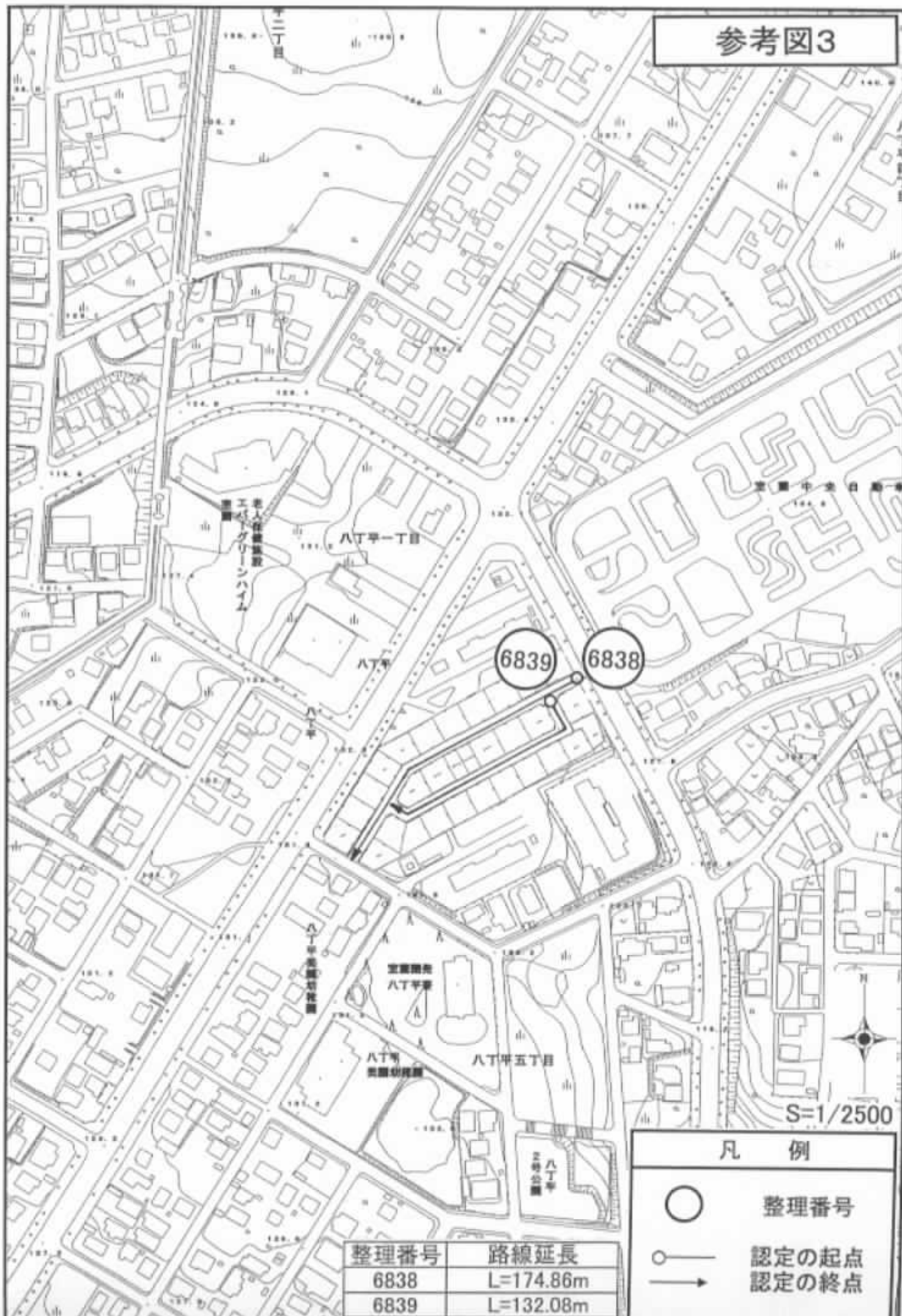


整理番号	路線延長
3329	新 L=163.64m
	旧 L=192.55m

凡 例

- 整理番号
- 変更後の起点
- 変更後の終点
- - - 変更前の起点
- - -→ 変更前の終点

参考図3



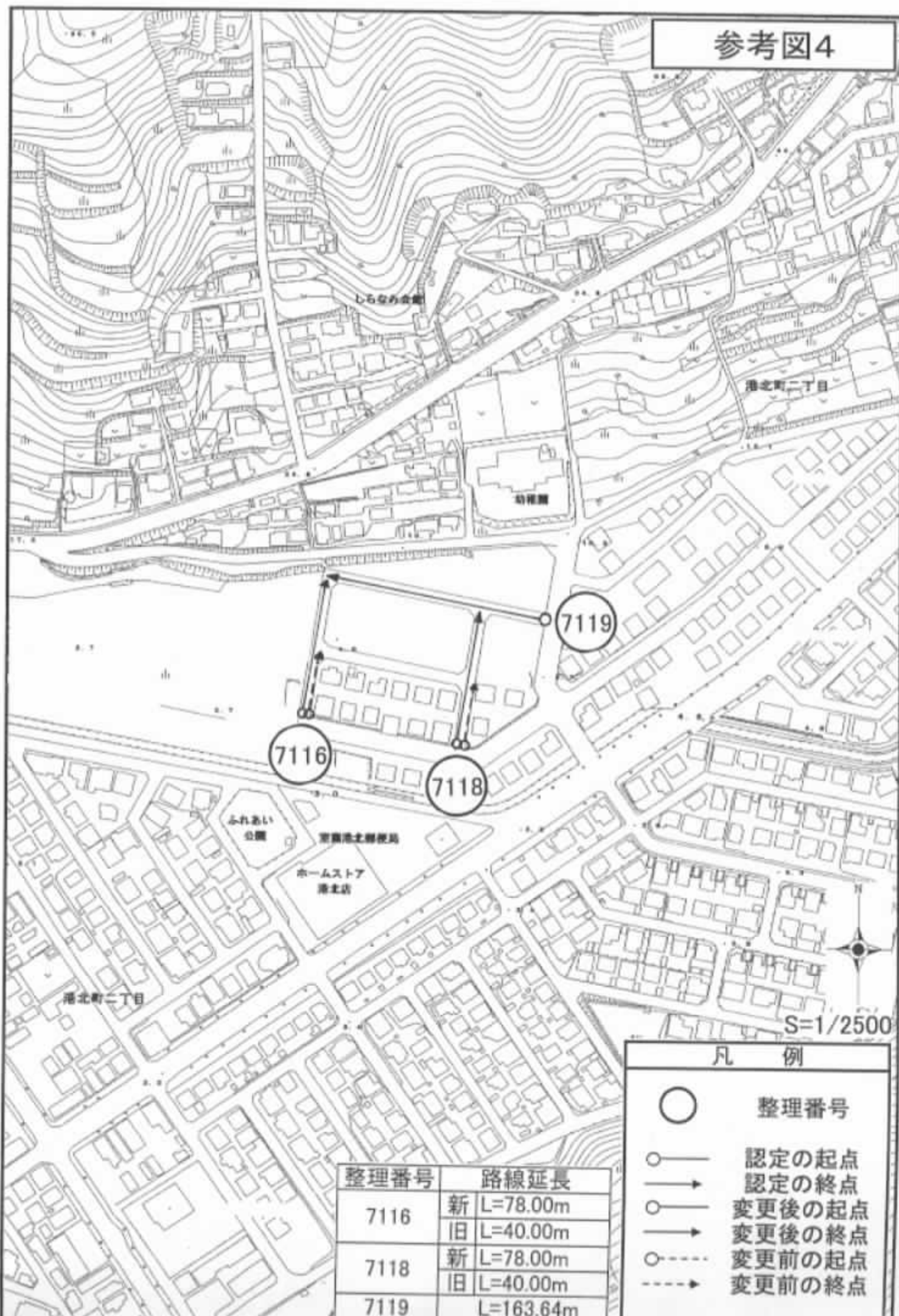
S=1/2500

凡 例

- 整理番号
- 認定の起点
- 認定の終点

整理番号	路線延長
6838	L=174.86m
6839	L=132.08m

参考図4



◎マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）・駐車場施設について

1. マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）・駐車場施設購入

(1) 購入先

株式会社エンルムマリーナ室蘭

(2) マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）の概要 平成4年3月竣工

・鉄筋コンクリート2階建

1階488㎡ 2階487㎡ 計975㎡

付属建物(プロパン庫) 10㎡

・研修室、展示室、ホール、テナント、事務室等

・事業費 304,631千円(うち補助対象 254,980千円)

・平成23年度末残存価格見込 99,515千円

(内 訳)

建 物 86,374千円

建物付属設備 6,883千円

構築物・備品等 6,258千円

(3) 駐車場の概要

・面積・収容台数 3,328㎡ 105台

・事業費 38,987千円(うち補助対象 32,047千円)

・平成23年度末残存価格見込み 3,357千円

舗装、外構等

(4) ガスヒートポンプ及びボイラー更新 23,940千円

(5) 購入予定額

・マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）及び駐車場

(99,515千円 + 3,357千円 + 23,940千円) × 1.05 = 133,152千円

2. 購入後のマリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）の管理

・指定管理者制度で運営している海置き施設などと一体として管理運営することが必要であることから、指定管理者制度により運営を行う。

指定管理者は、室蘭港エンルムマリーナの指定管理者である㈱エンルムマリーナ室蘭とし、現在締結している協定に管理する施設の追加とする。

3. マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）・駐車場の用地の購入(港湾整備事業会計から一般会計が購入)

(1) 地番 室蘭市絵鞆町4丁目2番14

(2)面積 5,753.01㎡

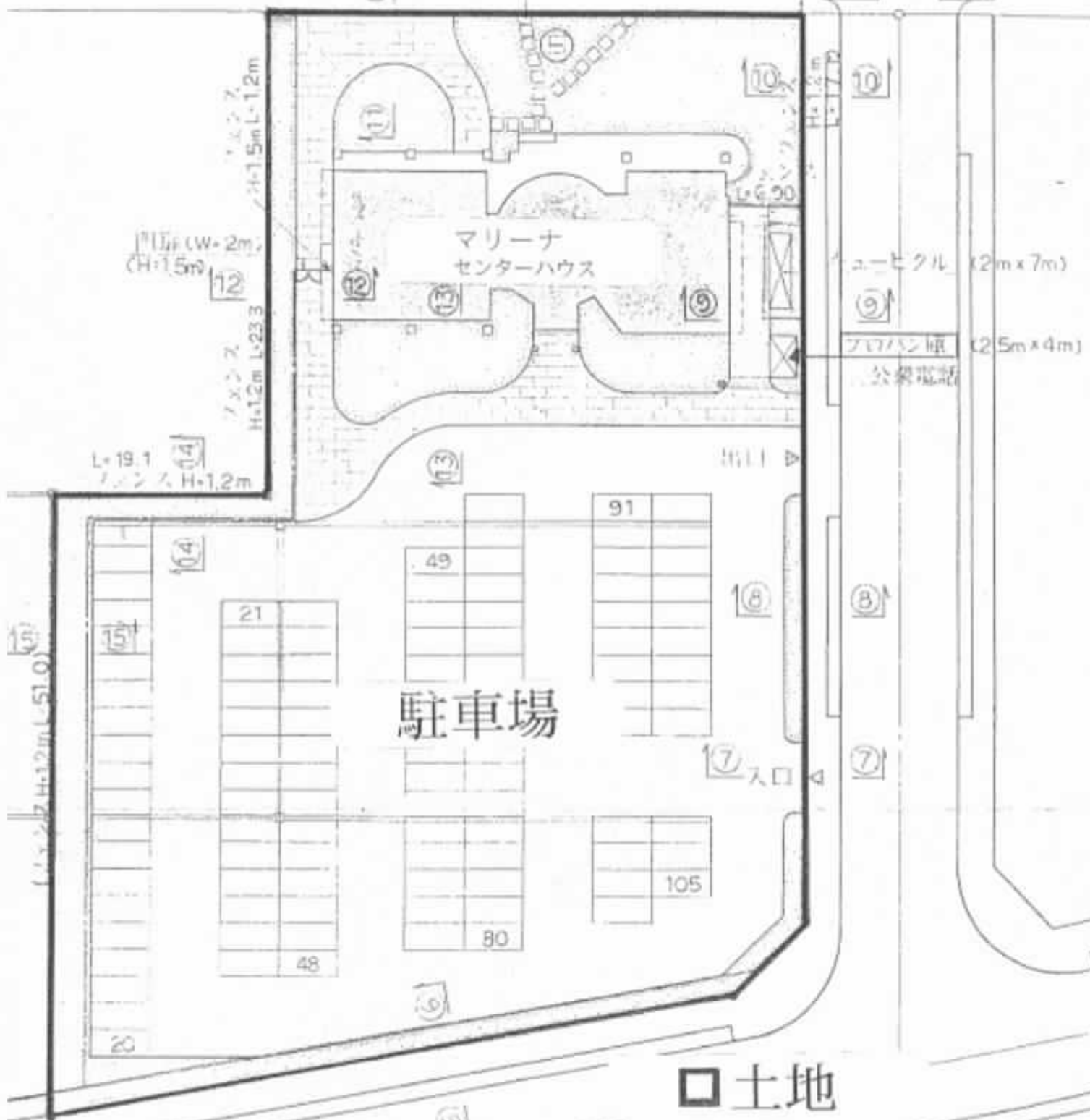
(3)購入予定額 5,753.01㎡×18,900円/㎡=108,732千円

4. 室蘭市マリーナ条例改正

・マリーナセンターハウス（港湾交流研修施設）2階にある会議室3室（A, B, C）
についての使用料を定めるため、室蘭市マリーナ条例の改正を行う。

マリーナセンターハウス・駐車場施設

公共施設



□ 土地

室蘭市絵鞆町4-2-14

1 専決事項

訴えの提起の件（※室蘭市が被告となった公文書公開関係訴訟の札幌地方裁判所判決についての札幌高等裁判所への控訴の提起）

2 専決理由

札幌地方裁判所において平成23年9月22日に判決の言い渡し（同月27日判決正本の送達）を受け、同判決に対して控訴を提起する必要があったが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの

3 専決処分日

平成23年10月3日（訴えの提起（控訴の提起）の日、同月7日）

4 訴えの相手方

株式会社岩佐マリン（室蘭市絵鞆町4丁目2番地19）

5 訴えの内容

「文書の公開を決定せよ。」などとした原判決の一部について、存在しない文書又は非公開とすべき個人情報記載部分のある文書があるため、当該原判決の一部の取消し及び変更を求めるもの。

6 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人とし、裁判の結果必要がある場合はさらに上訴するものとし、必要がある場合には、訴えを追加し又は訴えを取り下げるものとする。

7 経緯

- (1) 公文書公開請求に対して公文書非公開決定等を実施したが、非公開決定等をした文書のほとんどは、曙エンルムマリーナ室蘭（以下「三セク」という。）所持の文書（預金通帳、総勘定元帳、領収書控え等）であり、室蘭市は文書不存在などを理由として、非公開決定等を実施したものであった。
- (2) 札幌地方裁判所判決では、三セクが所持している文書についても、室蘭市が取得したうえで公開決定するよう言い渡された。
- (3) この判決では、三セクの営利企業としての書面の公開まで求めているのではなく、公の施設の使用に係わる内容について公開を求めるものであり、判決の趣旨はやむを得ないものと判断される。しかし、三セクにも物理的に存在しない文書の公開までを求める内容が含まれており、存在しない文書についての公開は不可能であるため、控訴を提起する必要があった。

8 備考

第4回市議会定例会開催前に臨時会が開催される場合には、臨時会に提案

補正予算の主な内容

(今後、精査により変動があり得る)

(単位:千円)

1. 一般会計

441,310

1 子どもからお年寄りまで安心して希望のもてるまち

(1) 一人暮らしのお年寄りや障がい者が安心できる環境づくり

①	(民生費) (仮称)北斗文化保育園建設費補助金 (繰越明許費設定)	174,240
---	-----------------------------------	---------

【事業概要】

道の「子育て支援対策事業費補助金(保育所緊急整備事業)」を活用した、現高砂・水元保育所の統合保育所として建設予定の「(仮称)北斗文化保育園」(学校法人北斗文化学園)に対する建設費補助金

【施設概要】

- 建設予定地 …高砂町3丁目11番50号内(市立室蘭看護専門学院敷地内テニスコート跡地)
- 定員 …150人(現在…高砂保育所:90人・水元保育所:45人 計135人)
- 開設 …平成25年4月

【経費概要】

- 建設費補助金 … 174,240千円
- ・総事業費 … 240,000千円
- (*補助基準額…232,320千円 *道補助金[1/2]:116,160千円 *市補助金[1/4]:58,080千円)
- ・事業者負担 … 65,760千円

【特定財源】

- 道補助金 … 116,160千円
- 市 債 … 46,400千円

②	(民生費) 児童デイサービス給付費	2,500
---	-------------------	-------

【事業概要】

子ども発達支援センター(あいくる)における、児童デイサービス利用者(発達障害児)の増加に伴う、給付費(扶助費)の増

【経費概要】

- 扶助費 … 2,500千円
- ・当初予算… 8,015千円(登録児童数:延562人(月平均:46.8人)、利用回数:1,666回(1人月平均:3.0回))
- ・決算見込…10,515千円(登録児童数:延664人(月平均:55.3人)、利用回数:2,161回(1人月平均:3.3回))

【特定財源】

- 国庫負担金 … 1,250千円
- 道負担金 … 625千円

③	(広域連合負担金) 後期高齢者療養給付費負担金	24,102
---	-------------------------	--------

【事業概要】

前年度(平成22年度)「北海道後期高齢者医療広域連合 市町村療養給付費負担金」の精算額確定(被保険者数の増(63人)及び医療費改定(全体0.19%、入院3.03%))による増

【経費概要】

- 負担金 … 24,102千円
- ・当初予算…1,197,157千円
- ・決算見込…1,221,259千円

(2) 災害に強いまちづくり

① (総務費) 福祉避難所機能確保促進事業費 2,082

【事業概要】

道の「地域づくり総合交付金」を活用し、災害救助法に基づく福祉避難所として必要な設備整備や避難生活に必要な物資等の備蓄を実施する

【経費概要】

＜整備予定箇所及び整備費＞

- 子ども発達支援センター … 1,029千円
- 障害者福祉総合センター … 1,053千円

＜整備内容＞

- 防災バーナー、発電機、非常食 外

【特定財源】

- 道交付金 … 1,040千円

② (災害復旧費) ホタテ養殖施設改修事業補助金 31,343

【事業概要】

国及び道の「水産業共同利用施設復旧支援事業費補助金」を活用した、東日本大震災による津波で被災したホタテ養殖施設(室蘭漁業協同組合所有)の復旧費に対する補助金

【経費概要】

- 補助金 … 31,343千円(港外養殖桁及び港内畜養桁の新設・修繕 外)
- ・総事業費 … 35,820千円
- (*国補助金[1/2]:17,910千円 *道補助金[1/4]:8,955千円 *市補助金[1/8]:4,478千円)
- ・事業者負担 … 4,477千円

【特定財源】

- 道補助金 … 26,865千円 ●市債 … 3,500千円

(3) 教育環境の整備

① (教育費) 学校給食センター施設整備事業費 6,332

【事業概要】

学校給食衛生管理基準(ドライ運用)や施設の老朽化に対応した施設改修

【経費概要】

- ・調理場内・1階トイレ手洗い場改修 …1,260千円
- ・重量シャッター開閉器改修 外 …5,072千円

2 地域活動・市民活動が盛んなまちづくり

(1) 文化・スポーツに触れ合い、参加しやすい環境づくり

① (港湾費) エンルムマリーナセンターハウス取得事業費 241,884

【事業概要】

(株)エンルムマリーナ室蘭所有の「マリーナセンターハウス」は、市内で唯一の公的マリーナとして、港湾振興や市民の健康増進に寄与しており、公共性の高い施設であることから、「第三セクター経営改革プラン」(H23.3)に基づき、当施設を取得する(H24年4月から、公の施設として指定管理者制度により管理運営)

【経費概要】

- 建物等取得費 … 133,152千円(センターハウス、駐車場)※(株)エンルムマリーナ室蘭より取得
- 土地取得費 … 108,732千円(センターハウス底地、駐車場敷地)※港湾整備事業会計より取得

【特定財源】

- 財政調整基金繰入金(公共投資臨時交付金分) … 198,446千円

【事業概要】

室蘭リゾート開発(株)所有の「だんパラスキー場」は、冬季レジャーの場として広く市民に認知され、公共性の高い施設であることから、「第三セクター経営改革プラン」(H23.3)に基づき、当施設を取得する(※H24年11月から、公の施設として指定管理者制度により管理運営)

【経費概要】

- 建物取得費 … 107,557千円(ロッジ、リフト 外)
- 土地取得費 … 1,458千円(運転室・監視室底地)

【特定財源】

- 財政調整基金繰入金(公共投資臨時交付金分) … 109,015千円

3 魅力ある港づくり

(1) 魅力ある道の駅づくり

① (商工費) 白鳥大橋記念館施設整備事業費

8,490

【事業概要】

開港140年市制施行90年へ向けて、白鳥大橋記念館を、本市主要観光施設である、道の駅「みたら室蘭」としての魅力アップを図るため、市民意見等を踏まえた所要の整備を行う

【経費概要】

- 整備費 … 8,490千円
 - ・ラウンジ整備費 … 4,225千円(売店間仕切り設置、屋外出入口ドア取替え外)
 - ・多目的ホール整備費 … 302千円(展示パネル用具(ピクチャーレール)整備)
 - ・案内サイン整備費 … 1,623千円(館内・外の案内サイン整備)
 - ・ロビー・情報コーナー整備費 … 642千円(無線LAN整備)
 - ・トイレ整備費 … 1,698千円(温水洗浄便座設置)

4 その他

① (総務費) 税外還付金

46,300

【事業概要】

国・道支出金等の前年度超過交付に伴う返還金の増

【経費概要】

- 当初予算… 4,000千円
- 決算見込… 50,300千円(自立支援給付費国・道負担金:37,179千円、生活保護費等国・道支出金:5,595千円 外)

② (民生費) 子ども手当(減額措置)

△ 204,978

【事業概要】

制度改正(平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法)及び対象者数の減に伴う減額

【経費概要】

- 扶助費 … △204,978千円
 - ・制度改正分 … △192,151千円
 - (予 算…2月～3月分:1.3万円、4月～1月分:3歳未満2.0万円、その他1.3万円)
 - (改正後…2月～9月分:1.3万円、10月～1月分:3歳未満1.5万円、第3子以降1.5万円、その他1.0万円)
 - ・対象者減分 … △12,827千円(延119,338人→延118,277人[△1,061人])

【特定財源】

- 国庫負担金 … △201,370千円 ●道負担金 … △1,804千円

繰越明許費設定

- ①(仮称)北斗文化保育園建設費補助金
- ②港湾施設整備事業費

〔限度額〕
174,240 千円
220,121 千円

債務負担行為設定

- ①市会館清掃業務等委託
- ②道路橋梁維持補修業務委託
- ③道路整備事業(ゼロ市債)…起債事業
- ④市営住宅改修(ゼロ市債)…計画修繕
- ⑤市営住宅共同浴場整備事業
- ⑥学校給食調理等業務委託

〔限度額〕
9,000 千円
80,000 千円
30,000 千円
42,000 千円
90,000 千円
254,000 千円

※【財源内訳】	国庫支出金	△ 193,631	道支出金	142,886
	基金繰入金	307,461	市債	49,900
	繰越金 (一般財源)	147,672		

※繰越金の状況

●H22からの純剰余金		869	百万円
・9月補正まで		386	百万円
・12月補正		148	百万円
・小計(12月補正後繰越金)		534	百万円
●12月補正後の残		335	百万円

2. 病院事業会計

債務負担行為設定

①病棟・外来等クラーク業務及び病歴管理業務委託

〔限度額〕
92,610 千円

3. 港湾整備事業会計

○ 土地売却収益（エンルムマリーナセンターハウス取得事業に伴う）

◆港湾事業収益補正 108,732 千円

●土地売却収益 … 108,732千円

◆港湾事業費用補正 85,274 千円

●土地売却原価 … 85,274千円

【事業概要】

所有地（絵柄町4丁目2番14）の一般会計（エンルムマリーナセンターハウス取得事業）への売却に伴う土地売却収益

【経費概要】

＜収入＞

●土地売却収益…108,732千円
@18,900円 * 5,753.01㎡ ≒ 108,732千円

＜支出＞

●土地売却原価… 85,274千円
@85,273,779円（完成土地平成22年度決算年度末現在高）